

都市農地相談センター が創設されました!

平成4年に指定された生産緑地が30年を迎える2022年に向けて、都市農業振興基本法が制定され、都市農地はあるべきものとして定義され、存続の為の様々な法整備が進んでおります。

JA兵庫六甲では農家が市街化区域における農地を守ることを応援する為、都市農地相談センターを設立いたしました。

このようなお悩みにお応えします

生産緑地が
30年を経過するが
後は
どうすればよい
??

農地の
後継者がいないが
どうしようか
??

上記のような農地に関する組合員様のご相談に対し、支店や資産管理センターと連携しながらお応えしていきます。まずは最寄りの支店又は営農支援センター、資産管理センターにご相談ください。

直接のご相談の折には、こちらまで

JA兵庫六甲 都市農地相談センター

営業時間 9:00~17:00
休業日 土・日・祝日・年末年始

住所 : 伊丹市北本町 3-50 (阪神営農総合センター内)
TEL : 072-773-5177